

政府と関係各省庁に対して TPP 等のすべての自由貿易協定に
関する要請を求める請願

(紹介議員氏名)

神部 伸也

令和3年6月14日

盛岡市議会議長 遠藤 政幸 様

請願者

住所 盛岡市下飯岡 14-34-4

氏名 川村 拓

連絡先 090-6686-4710

請願第 3 号



一、請願要旨

政府与党は Covit-19 の感染防止を目的として国民に自粛を強要し経済活動を萎縮させている。その一方で、国家間では人モノ金を自由に行き来させるグローバリズムを強行するのはあまりにも矛盾している。そして、全ての自由貿易協定には発効後四年間は交渉内容に守秘義務が課せられ、国民はその全貌を知ることができない。影響を受ける国内企業や国民に対し十分な説明や報道もされておらず、理解が十分に得られていない。

RCEP に盛り込まれた政府調達に関する協定によって外資企業の国内入札が可能となる事から、すでに施行されている改正国家戦略特区法も相まり、外資企業にとってはビジネスがしやすい環境となる一方でコロナ禍で打撃を受けている中小零細企業を廃業に追い込む、外資企業優遇政策であり、行政権をも外国資本に私物化される懸念がある。また、先の国会で成立した改正銀行法で、非上場企業の株を銀行が持てる比率が 100%に変更された。経営権は株式を過半数保有する人にあり、海外からの出資規制も緩和され、外資による地方の中小企業の統廃合が進み、RCEP 発効後、RCEP に盛り込まれた政府調達に関する協定や、改正銀行法と共に成立した改正金融商品販売法も手伝って、外国資本による地方中小企業の統廃合は過激さを増し、失業者の増加が懸念される。これら一連の法案は、菅内閣の政策ブレーンであるアトキンソンの目玉政策である、彼らが無駄と主張する日本の中小企業を統廃合により半分するという政策に沿った内容である。

日米 FTA 第二ステージに盛り込まれる可能性のある為替操作禁止条項で、消費税率の変更などの国内の財政政策が為替に影響を及ぼし、輸出企業のビジネスの妨げになると米国側に拡大解釈された場合、増税、減税、財政出動、政府紙幣発行などの財政政策を禁じられる恐れがある。「年次改革要望書」、「プラザ合意」、「日米経済対話」などで、米国側の要求を飲み続けてきた日本の対応を見れば、日本の財政主権を制限されるのは明らかである。

遺伝子組み換え食物の表示義務規制の緩和によって、国民は食を選ぶ自由が次第に失われていくなか、GMO 食品など、海外では危険視されている食物の輸入によって、食による健康被害が予想される。

東京大学の鈴木教授の試算では、RCEP による農業生産物の減少額は 5600 億円である。TPP11 の減少額の 1.26 兆円の半分ということになるが、相当な額である。また、野菜、果樹の減少額は TPP11 の 3.5 倍であると指摘されている。日米 FTA による産業生産物の影響試算では 17.3 億~34.2 億円、日英 EPA は日欧 EPA と同様の内容になっており、岩手県の日欧 EPA による影響試算である 14.8 億円~29.9 億円と同等の減少額が考えられ、地域産業の衰退と、上述の外国資本による地域の産業の乗っ取りが懸念される。

政府は輸出を増やすことで経済成長を目指しているが、その政策で得られるのは外貨であり日本円ではないので、国内の消費と投資が滞る原因になっている。外貨の使い道は、

殆んどが日系外国法人の投資財源であることは、日銀の公開している統計で確認できる年々増加する対外直接投資から説明できる。外貨で得たお金は、日本で働く人たちの所得にはならず、外国で、外国人を雇う、外国に納税する為に使われている。外貨が日本円に替えられたら日本で働く人たちの所得になるが、円の需要が高まり円高になるので、輸出企業の製品が海外で売れにくくなり、業績が悪化するので円に替えられる事はない。結果として、稼いだ外貨は外国へ再投資され、国庫に貯まるだけであることは、対外準備資産が日本が世界でトップクラスであることから明らかであり、地方の経済産業の衰退を促進させ、日本の労働者の所得向上を妨げている。

過去に他国間で結ばれた協定では ISD 条項が盛り込まれており、カナダやメキシコでは公害などで国民の健康や命が脅かされ、雇用までもを奪われたことを受け、国が規制したところ、投資家側から国が ISD 条項に基づいた甚大な額の賠償請求をされ、国が投資家側の要求を呑まざるを得なくなった例が多数確認されている。今回の協定は ISD 条項は継続協議という扱いだ、中国輸出管理法「域外適用規定」が中国で施行されており、国外にも適用可能ということから、日本でビジネスをするにあたって利益の妨げとなる国内企業に罰則を課せられる危険がある。

今国会に提出された、「人権侵害制裁法」による制裁の対象が、中国のような国ではなく個人、団体ということから、グローバル化によって生産拠点を海外へ移転した企業が現地人の強制労働に関与したとされ、制裁が加えられる恐れがあり、また、途上国の人権を著しく損なう低賃金労働がグローバル化によって進められている事や我が国の国益を考慮して、全ての自由貿易協定は脱退するべきである。

自由貿易協定には、雇用の流動化に関する項目が盛り込まれているため、安価な労働力(移民)が流入し日本人の雇用が脅かされ、多くの庶民は低賃金競争に巻き込まれる。貧困化と格差拡大に拍車がかかり、雇用の流動化は止められず、国民所得は永遠に上がらなくなる。また、移民受け入れのもう一つの問題点として、中国に日本の土地が買い漁られているという現状があるため、オーストラリアで見られるような外国人特区が日本に作られた場合、治安の悪化や、経済や産業の主権が脅かされる恐れがある。

現在、国民の所得が低下し、失業、倒産が相継ぎ、自殺者も増えており、中には餓死する母子家庭まで出ている状況下で内需を縮小させ、産業を壊し、格差を広げるグローバル政策を強行しては大多数の国民が苦しむことになる。

経団連の提言にあるように、全ての自由貿易協定は、いずれ一つの枠組となる。国家の枠組みがなくなり、改正国家戦略特区法も相まって、多国籍資本家が国内で日本の企業と同等の権利を有することになり、かつて入植によって滅ぼされたネイティブアメリカンのように日本としての国体や文化が壊され、アメリカのような資本家による経済特区としての枠組みのみが残り、日本では憲法より国際法が優位なので憲法に定められた人権が多国籍資本家の利益の為に守られなくなる懸念がある。

二、請願事項

- 1、政府と関係各省庁に対し RCEP、TPP、日米 FTA 第一ステージ、日米 FTA 第二ステージ、日英 EPA、日中韓 FTA の脱退、交渉差止、承認案の廃案にする意見書を提出すること
- 2、交渉内容を全て、国民に明らかにすること
- 3、締結国と投資協定を別枠で結び、ISD による訴訟を回避し、中国輸出管理法「域外適用規定」の適用を避けること
- 4、自由貿易協定を核とした新自由主義的な政策を廃止すること
- 5、影響を受けるすべての事業者、中小企業へ自由貿易協定によってどのような被害を受けるのか説明すること

以上